

発議第1号

平成31年3月11日提出

国東市議会議長 野田 忠治 様

提出者

議会運営委員会委員長 唯有 幸明

国東市議会基本条例の一部改正について（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由 大規模災害等発生時における議会の体制整備を規定するため、本条例を改正する。

国東市議会基本条例の一部を改正する条例

国東市議会基本条例(平成25年国東市条例第23号)の一部を次のように改正する。

前文の「政策活動等への市民参加の推進、」の次に「大規模災害等発生時の組織体制の確立、」を加える。

第2条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 議会は、大規模災害等が発生した場合における市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するために、市長等と協力し、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図られるよう議会としての体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

発議第2号

平成31年3月27日提出

国東市議会議長 野田 忠治 様

提出者

議会運営委員会委員長 唯有 幸明

国東市議会委員会条例の一部改正について（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由 総合支所の組織体制が変更されるため、本条例を改正する。

国東市議会委員会条例の一部を改正する条例

国東市議会委員会条例(平成18年国東市条例第241号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「地域総務課」を「地域振興課」に改め、同項第2号中「、総合支所のうち地域市民健康課」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。